

議員提出議案第1号

渋谷区長等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年2月18日

提出者

渋谷区議会議員 田中 正也

同 牛尾 真己

同 五十嵐 千代子

渋谷区議会議長 一 柳 直 宏 殿

渋谷区長等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

渋谷区長等の退職手当に関する条例（昭和34年渋谷区条例第24号）の一部を次のように改正する。

第3条の表区長の項中「100分の370」を「100分の280」に、同表副区長の項中「100分の330」を「100分の245」に、同表教育長の項中「100分の290」を「100分の210」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（説明）

区民生活の実態からみて高額であるため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する。